

2019年6月17日

国際会計基準審議会 御中

「金利指標改革（IFRS 第9号及びIAS 第39号の修正案）」に対するコメント

1. 当委員会は、2019年5月に公表された国際会計基準審議会（IASB）の公開草案「金利指標改革（IFRS 第9号及びIAS 第39号の修正案）」（以下「本公開草案」という。）に対して我々のコメントを提供する機会を歓迎する。
2. 我々は、会計基準の役割は、企業の取引その他の経済事象を描写することにあり、本来、会計基準は企業の行動に影響を与えることを意図して設定されるべきものではないと考えている。この点、金利指標改革における制度の変更の内容や金融機関の対応について十分な情報が得られていないなかでは、基準開発を行うことは一般的に困難性を伴うものであると考えている。
3. 同時に、実態が何も変わっていないにもかかわらず、金利指標改革を巡る不確実性が存在することのみによってヘッジ会計が中止されることは不合理であると考えられ、現行基準の解釈の明確化や救済措置に関して一定のニーズがあることは理解できるが、救済の対象となる取引は、原則として、実態が変わらないものに限定すべきであると考える。実態が変わっており、本来、ヘッジ会計の適用が認められないヘッジ関係を救済することは、不健全な会計処理につながりかねないためである。
4. IASBは、金利指標改革への対応をPhase 1（置換前）とPhase 2（置換時）の2段階に分けて行うこととしている。金利指標改革における制度の変更の内容や金融機関の対応について十分な情報が得られていないなか、Phase 1における救済措置の対象となる取引の範囲が適切であるか否かを評価することは困難であるが、現状においてヘッジ会計の中止の処理をすることは有用な情報とならない可能性もあるため、本公開草案の提案に反対はしない。
5. 一方、Phase 2を検討する際には、金利指標改革における制度の変更の内容や金融機関の対応について十分な情報が得られたか否かを見極めたうえで、適時に既存の会計基準の解釈の明確化又は救済措置を設けることの適否を検討する必要がある

と考える。なお、仮に救済措置を設ける場合のその内容と範囲については、慎重に検討することが必要であると考える。

6. 個々の質問に係る我々のコメントについては別紙を参照されたい。
7. 我々のコメントが、IASB の審議に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

小賀坂 敦

企業会計基準委員会 委員長

質問1 [IFRS第9号6.8.4項から6.8.6項及びIAS第39号の第102D項から第102F項]

可能性が非常に高いという要求と将来に向かっての評価

金利指標改革の影響を受ける金利リスクのヘッジについて、当審議会は IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の下記のような修正を提案している。

- (a) BC8項からBC15項に示した理由で、当審議会は、予定取引が可能性が非常に高いのか、もはや発生するとは見込まれないのかの決定についての例外を提案している。具体的には、本公開草案は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標が金利指標改革の結果として変更されないと仮定して、企業がそれらの要求事項を適用することを提案している。
- (b) BC16項からBC23項に示した理由で、当審議会はIFRS第9号及びIAS第39号のヘッジ会計の要求事項の例外を提案している。ヘッジ対象のキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標、及び／又は、ヘッジ手段のキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標が、金利指標改革の結果として変更されないと企業が仮定するようにするものであり、企業が次のことを判定する際に適用される。
 - (i) IFRS第9号を適用する場合に、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があるのかどうか
 - (ii) IAS第39号を適用する場合に、ヘッジが相殺を達成する上で非常に有効であると見込まれるかどうか

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案の一部のみに同意する場合には、何に賛成し何に反対するのかを明示されたい。提案に反対の場合には、その代わりに何を提案するのか及びその理由を説明されたい。

1. 本レターの本紙にも記載したとおり、現時点においてヘッジ会計の中止の処理することは有用な情報とならない可能性もあるため、これらの提案に反対はしない。

一方、将来のある時点において、個々の契約上における代替金利の見通しが立つなど、ヘッジ対象又はヘッジ手段のキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標の不確実性が十分に減少した場合には、その新しい経済実態を適切に財務諸表に表現するという観点から、Phase 2 において既存の会計基準の解釈の明確化及び救済措置を設けることの適否を適時に検討する必要があると考える。

なお、仮に救済措置を設ける場合のその内容と範囲については、慎重に検討することが必要であると考える。例えば、当初のヘッジ開始時の公式な指定と文書化により特定された内容（ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジされるリスクの性質等）から逸脱していないかなどについて、十分な検討が必要であると考える。

質問2 [IFRS第9号の6.8.7項及びIAS第39号の第102G項]**ある項目の構成要素をヘッジ対象に指定すること**

BC24項からBC27項に示した理由で、当審議会は、契約で定められておらず金利指標改革の影響を受ける金利リスクの指標要素のヘッジについて、IFRS第9号及びIAS第39号のヘッジ会計の要求事項の修正を提案している。具体的には、そのようなヘッジについて、本公開草案は、企業が当該要求（指定されるリスク要素又は指定される部分が独立して識別可能であること）を、ヘッジ関係の開始時にのみ適用することを提案している。

この提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案に反対の場合には、その代わりに何を提案するのか及びその理由を説明されたい。

2. 我々は、本公開草案のBC24項からBC27項に記述された理由により、この提案に賛成する。

質問3 [IFRS第9号の6.8.8項から6.8.10項及びIAS第39号の第102H項から第102J項]**強制適用と適用の終了**

- (a) BC28項からBC31項に示した理由で、当審議会は例外を強制とすることを提案している。その結果、企業は、金利指標改革の影響を受けるすべてのヘッジ関係に、提案している例外を適用することを要求されることになる。
- (b) BC32項からBC42項に示した理由で、当審議会は例外を限定された期間に適用することを提案している。具体的には、企業は次のいずれか早い時点で、修正案の適用を将来に向かって中止することになる。
 - (i) 金利指標改革から生じる不確実性が、金利指標に基づくキャッシュ・フローの時期及び金額に関してはや存在しなくなった時
 - (ii) ヘッジ関係が終了した時、又は、IFRS第9号の6.8.9項又はIAS第39号の第102I項が適用される場合には、当該ヘッジ関係に関してキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された金額の全体が純損益に振り替えられた時
- (c) BC43項に示した理由で、当審議会は、独立した識別に関する要求に関する適用の終了を提案していない。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案の一部のみに同意する場

合には、何に賛成し何に反対するのかを明示されたい。提案に反対の場合には、その代わりに何を提案するのか及びその理由を説明されたい。

強制適用か任意適用か

3. 我々は、本別紙第6項に記述した理由により、我々は本提案に同意する。
4. 本公開草案の目的は、金利指標改革に伴う不確実性により影響を受けるヘッジ関係について、会計基準上、何ら手当てをしない場合にヘッジ会計を中止することとなる可能性があるものについて、一時的に救済を図ることであると理解している。言い換れば、提案されている例外措置が存在せず、原則的な会計処理を行った場合に、ヘッジ会計を中止することとなる可能性があることを前提にしていると我々は理解している。
5. 一般に、例外的な会計処理は、原則的な会計処理と比較した場合、財務情報の関連性や忠実な表現という観点からは有用性が劣る可能性があることを認識したうえで認められるものである。ここで、原則的な会計処理の適用を認めず、例外的な会計処理を強制的に要求することは、有用性が劣る財務情報を提供することになる可能性があると考えられる。
6. 一方、強制適用にしなかった場合、結論の根拠に記載されているとおり、契約ごと又は企業ごとにヘッジ会計の選択的な中止を認めることとなる。ヘッジ会計の目的は企業のリスク管理活動の効果を財務諸表に反映することにある。我々は、リスク管理活動に変更がないときに、ヘッジ会計の目的と整合しないヘッジ会計の中止がなされることを懸念している。

前項との比較考量の結果、金利指標改革の影響を受けるすべてのヘッジ関係に、提案している例外の適用を要求することに同意する。

適用の終了

7. 我々は、本公開草案のBC32項からBC42項に記述された理由により、この提案に同意する。
8. ただし、独立した識別に関する例外に関する適用の終了については、結論の根拠BC43項に記載はあるものの、基準本文に「ヘッジ関係が中止される場合のみ」適用の終了となる旨を明示するべきだと考える。

質問4 [IFRS第9号の6.8.11項及びIAS第39号の第102K項]**開示**

BC44項に示した理由で、当審議会は、ヘッジ関係が修正案の影響を受ける程度に関する特定の開示を企業が提供することを提案している。

これらの開示案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような開示を代わりに提案するのか、また、その理由は何か。

9. 我々は、本公開草案のBC44項に記述された理由により、これらの開示案に同意する。

質問5 [IFRS第9号の7.1.9項及び7.2.26項(d)並びにIAS第39号の第108G項]**発効日及び経過措置**

BC45項からBC47項に示した理由で、当審議会は、修正の発効日を2020年1月1日以後開始する事業年度とすることを提案している。早期適用は認められる。当審議会はこの修正を遡及適用することを提案している。具体的な経過措置は提案していない。

この提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案に反対の場合には、その代わりに何を提案するのか及びその理由を説明されたい。

10. 我々は、本公開草案のBC45項からBC47項に記述された理由により、これらの開示案に同意する。

以上